解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

宮崎県串間市大字西方五五三八番地

福島町開拓農業協同組合

代表清算人　谷口　浩哉

（連絡先　宮崎県串間市大字西方四二一五番地二谷口司法書士事務所）

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年十月三十一日付奈良県知事認可により同日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

奈良県生駒市北新町一二番三二号

生駒駅前北口第二地区市街地再開発組合

清算人　乾　光男

清算人　中山　雄次

清算人　山本　昇

解散公告（第一回）

当法人は、法定の移行期間の満了により、平成二十五年十一月三十日付をもって解散したものとみなされたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

広島県尾道市美ノ郷町三成二三〇番地の一

財団法人三成下会

清算人　來山　哲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年八月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺一一四〇番地三

農事組合法人グリーンズヒル

清算人　増渕　茂夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年六月二十七日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

福岡県北九州市小倉北区許斐町一番地

新日鐵住金小倉労働組合

清算人　福島　昭一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山縣東礪波郡東山見村大字金屋岩黒村二一一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　稲塚作太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

富山県南砺市井波三一二二番地

相続財産管理人　司法書士　山本　英介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市南区白雲町五三番地六、最後の住所名古屋市南区白雲町五三番地の六

被相続人　亡　藤松　秀世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

名古屋市中区丸の内三丁目八番一〇号ＩＳＨ丸の内ビル七階ゆい綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　憲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市梅野町六三番地四、最後の住所兵庫県宝塚市梅野町一番三二号

被相続人　亡　西口　武明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号Ｃ－３ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　歓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和高田市高砂町二〇六番地一，二〇六番地二の四、最後の住所奈良県大和高田市甘田町九番四〇号

被相続人　亡　吉川　辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

奈良県大和高田市高砂町七番一七号

シェ・ラ・スール島二〇二号

相続財産管理人　弁護士　永井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県赤磐市坂辺一七二一番地、最後の住所岡山市中区倉田六二〇番地ベルメゾン東光倉田三〇七号室　被相続人　亡　有利　曉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

事務所岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル五階

相続財産管理人　弁護士　石井　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市明浜町高山甲一四三二番地、最後の住所岡山県瀬戸内市邑久町福元六〇八番地三〇六　被相続人　亡　田中榮治郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十八日

事務所岡山市北区弓之町二番一五号弓之町シティセンタービル六階

相続財産管理人　弁護士　小林　裕彦

第40期決算公告

平成26年11月18日

京都市右京区西京極北庄境町19番地

株式会社小川珈琲クリエイツ

代表取締役　小川　秀明

貸借対照表の要旨（平成26年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	197,188
	固定資産	609,650
	繰延資産	4,091
	合計	810,929
負債及び純資産の部	流動負債	520,187
	固定負債	350,688
	株主資本	△59,946
	資本金	15,000
	利益剰余金	△74,946
	利益準備金	(3,750)
	（その他利益剰余金）	(△78,696)
	（うち当期純損失）	(107,456)
	合計	810,929

第58期決算公告

平成26年11月18日

京都市右京区西京極北庄境町20番地

小川珈琲株式会社

代表取締役　小川　秀明

貸借対照表の要旨（平成26年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,882,505
	固定資産	765,957
	繰延資産	1,593
	合計	2,650,055
負債及び純資産の部	流動負債	1,186,899
	固定負債	114,581
	株主資本	1,348,575
	資本金	25,000
	利益剰余金	1,323,575
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	1,317,325
	（うち当期純利益）	(140,947)
	合計	2,650,055

第８期決算公告

平成26年11月18日

東京都千代田区丸の内３丁目１番１号

CarVal Investors Pte. Ltd.

日本における代表者　金子　望美

貸借対照表の要旨（平成26年５月31日現在）

科目		金額（千米ドル）
資産の部	流動資産	36,099
	固定資産	166
	合計	36,265
負債及び純資産の部	流動負債	1,683
	株主資本	34,582
	資本金	22,697
	利益剰余金	13,454
	その他利益剰余金	13,454
	（うち当期純利益）	(3,270)
	評価・換算差額等	△1,569
	合計	36,265